

## 【資料 4－2】

### 平成 30 年度 安城市地域包括支援センター \_\_\_\_\_ 事業計画書

#### 1 運営方針

市の示す地域包括支援センター事業実施方針を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするため、介護予防対策から介護サービスや医療サービスまでを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要である。このため、地域の高齢者の支援を包括的に行う中核機関として安城市地域包括支援センター \_\_\_\_\_ を設置し、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

センターの基本機能は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務
- (2) 長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (3) 予防給付及び介護予防・生活支援サービスに係る介護予防ケアマネジメント

#### 2 運営体制

- (1) 運営主体 別添 4－3 のとおり
- (2) 設置場所 別添 4－3 のとおり
- (3) 業務開始 別添 4－3 のとおり
- (4) 業務時間 別添 4－3 のとおり
- (5) 職員体制 別添 4－3 のとおり
- (6) 実施地域 別添 4－3 のとおり

#### 3 地域の課題 別添 4－3 のとおり

#### 4 重点目標 別添 4－3 のとおり

#### 5 事業計画

- (1) 総合相談支援
  - ① 窓口相談 地域包括支援センターで随時受付  
相談受付時間帯は別添 4－3 業務時間のとおり
  - ② 電話相談 地域包括支援センターで随時対応  
相談受付時間帯は別添 4－3 業務時間のとおり
  - ③ 実態把握 訪問等必要に応じて随時実施
- (2) 権利擁護、高齢者虐待防止業務
  - ① 相談
  - ② 関係者・関係機関との会議
  - ③ 制度等の啓発
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
  - ・介護支援専門員への支援

- ① 市内介護支援専門員との連絡調整、ケース検討
- ② 困難ケース等の相談、同行訪問
- ・日常生活圏域における地域包括ケアシステムの推進
  - ① 地域ケア個別会議の開催
  - ② 地域ケア地区会議、情報交換会等の開催
  - ③ 地域ケア推進会議、保健福祉部会への参加
  - ④ 介護保険・地域包括支援センター運営協議会、地域包括ケア協議会への参加
  - ⑤ 医療・介護・予防・住まい・生活支援の関係機関等との連携
  - ⑥ 地域とのネットワークの構築
  - ⑦ 生活支援コーディネーターとの協働
- (4) 介護予防ケアマネジメント業務

要支援認定又は基本チェックリストの実施による判定に基づき、要支援者等に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。なお、ケアマネジメントは次の類型により実施する。

  - ① 予防給付によるケアマネジメント

要介護認定の結果が要支援となり、かつ、予防給付を利用する者を対象に、アセスメント、サービス担当者会議等を実施したうえで、介護予防プランを作成し必要な支援を行う。
  - ② ケアマネジメントA

次に掲げる介護予防・生活支援サービスを利用する者（予防給付を利用する者を除く。）に対して、アセスメント、サービス担当者会議等を実施したうえで、介護予防プランを作成し必要な支援を行う。

    - (ア) 介護予防訪問サービス事業
    - (イ) 生活支援訪問サービス事業
    - (ウ) 介護予防通所サービス事業
    - (エ) 生活支援通所サービス事業
    - (オ) 短期集中型介護予防サービス事業
  - ③ ケアマネジメントC

介護予防・生活支援サービス等を利用する者（予防給付を利用する者及び(4)②の対象者を除く。）に対して、利用者と相談しながら目標設定及び利用サービス等の選定を行う。また、ケアマネジメントの結果を利用者に説明等を行い共育し、住民主体の支援等につなげる。
- (5) 認知症への支援業務
  - ① 認知症疾患医療センターとの協力連携
  - ② 認知症予防・対応に関する相談支援
  - ③ 啓発活動
- (6) 介護予防、地域包括支援センターに関する啓発活動業務
  - ① 民生委員への啓発
  - ② 町内福祉委員会への啓発